

令和 7 年度

市 民 税
府 民 税
森林環境税

給与所得等に係る特別徴収のしおり

目次

	ページ
◆令和 7 年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について・・・	1
◆特別徴収事務の取扱要領・・・	1～2
◆特別徴収への切替届出書の提出期限及び切替開始可能月について・・・	3
◆従業員に異動があった場合(転勤・一括徴収・普通徴収・出国者・特別徴収切替)・・・	4～6
◆事業所の名称や所在地等に変更があった場合・・・	6
◆退職所得に係る個人市民税・府民税の特別徴収について・・・	7
◆納入書の取り扱いについて(記入例)・・・	8

様式

- ◎給与所得者異動届出書
- ◎特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ◎特別徴収への切替届出書
- ◎指定通知書(近畿 2 府 4 県以外のゆうちょ銀行用)

●市民税・府民税の定額減税について(令和 7 年度実施分)

令和 7 年度課税分(令和 6 年所得分)の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の同一生計配偶者(国外居住者除く)分の定額減税を令和 7 年度の個人市民税・府民税から 1 万円減税します。

※ただし、納税義務者の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外です。

※令和 6 年度の個人市民税・府民税の定額減税対象外であったため、令和 7 年度にて実施するものです。

地方税電子申告「eLTAX」(エルタックス)がご利用いただけます。

給与支払報告書の提出や特別徴収に係る各届出について、パソコンから簡単に手続きができますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、枚方市ホームページをご覧ください。

アドレス) <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000005894.html>

また、eLTAX による電子納税も可能です。

詳しくは、eLTAX のホームページをご覧ください。

アドレス) <https://www.eltax.lta.go.jp/>

市区町村コード 272108



枚方市役所 市民税課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

電 話 072-841-1221 (代)

FAX 072-841-3039

枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/>

特別徴収義務者 様

枚方市長

令和7年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収義務者の指定について

平素は本市の税務行政につきまして、格別のご配慮とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第321条の4第1項及び枚方市税条例第38条の規定により、貴事務所を特別徴収義務者に指定し、別紙のとおり「令和7年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付いたします。

事務ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、特別徴収事務取扱いについてご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、税額通知書は原則として再発行できませんのでご承知おきください。

個人住民税の特別徴収を徹底しています

大阪府と府内市町村では、法令遵守及び納税者の利便性向上の観点から、原則としてすべての事業者について、特別徴収義務者に指定し特別徴収を徹底しています。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）は、所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方（アルバイトなどの非正規雇用者を含む）について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外（普通徴収）とすることができます。

- a 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
 - b 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
 - c 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
 - d 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）
- ※a～dに該当しない方は、原則、普通徴収は認められません。

（※地方税法第321条の3、321条の4より）

※特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・枚方市のホームページ（「給与からの特別徴収のお願い」）をご覧ください。

特別徴収事務の取扱要領

1. 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

この通知書には、特別徴収をしていただく全員の税額（月割額を含む）の合計を記載しております。

税額に変更が生じた場合は、変更のあった納税義務者（以後、納税者）のみ記載した変更通知書を送付しています。この場合、月割額は変更通知書に記載された変更後の月割額によって徴収し、納入していただくことになります。

なお、特別徴収義務者用の明細書は、市民税・府民税・森林環境税の徴収台帳として特別徴収義務者で保管していただき、納税者の異動等の手入れにご利用ください。

eLTAXを通じて電子署名のある税額決定通知書のデータを送付した事業所には、紙の税額決定通知書は送付していません。

（注）納税者が賦課期日（令和7年1月1日）以後に枚方市から転出されても本年度の市民税・府民税・森林環境税については、枚方市へ納税していただくことになりますので続けて徴収してください。

2. 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

この通知書は、市民税・府民税・森林環境税を計算して納税者にお知らせするものですから、圧着部分を開く等せず、そのまま該当する納税者にお渡しください。

3. 特別徴収税額の納入書

納入書は、6月分から翌年5月分まで綴られていますので、お間違えのないようご注意ください。末尾に予備の納入書がありますので、誤記した場合などにお使いください。税額に変更がある場合や予備の納入書を使用する場合は8ページの記入例を参考にしてください。なお、非課税の場合や納入書不要の届出をされている場合は納入書を同封しておりません。

①6月から翌年5月まで毎月、給与の支払をする際に各納税者から月割額を特別徴収し一括のうえ、納期限までに納入してください。

②退職所得の分離課税に係る所得割の納入についても、給与分と分け、納入金額の「退職所得分」の欄に記入し、その金額を給与分と合計して納入してください。なお、この場合退職手当等に対する税額等を納入書裏面の「納入申告書」に記入してください。

（注1）納入の方法は、納入書に徴収税額を添えて取扱金融機関にて払い込んでください。

領収証書は、5年間保存してください。

（注2）納入書の出力は、原則1回のみです。その為、退職等で特別徴収の従業員が0人となっても、次に今年度特別徴収の従業員を新規採用した場合や税額変更が出た場合に納入書は改めて出力されないため、保管しておいてください。

4. 納期限

納期限は月割額を徴収した月の翌月10日（この日が土・日・祝日のときは翌営業日）です。各月の納期限は、納入書の納期限欄に記載してあります。

5. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける方が常時10人未満（枚方市外の納税者含む）である場合は、市長の承認を受けて6月分から11月分までの期間分を12月10日、12月分から翌年5月分までの期間分を翌年6月10日までの2回の納期で納入することができます。ただし、6月30日を過ぎて申請書の提出があった場合、承認を受けた日の前月以前分については納期の特例による納入はできませんので、ご注意ください。申請書は枚方市ホームページからダウンロードできます。詳しくは納税課へお問合せください。

6. 特別徴収税額を滞納した場合について

特別徴収義務者が納期限（翌月10日）までに特別徴収税額を納入されない場合には、その納期限の翌日から納入までの期間に応じ、延滞金を税額に加算して納入していただくことになります。また、納入されない場合には、滞納処分を受けることがありますから、必ず納期限までに納入してください。

7. 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から1か月を経過する日までは税額に、延滞金特例基準割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項により財務大臣が告示した平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。）に年1%を加算した割合と年7.3%のいずれか低い割合を乗じた額、1か月を経過する日の翌日からは税額に、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合と年14.6%のいずれか低い割合を乗じた額となります。

なお、税額が2,000円未満の場合は、不要です。また、税額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てて計算します。

延滞金が1,000円未満であるときは、不要です。また、延滞金に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。

詳しくは、納税課までお問合せください。

8. 納入取扱場所

納入取扱場所は、8ページに記載してあります。

特別徴収税額通知の電子化について（お知らせ）

特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度課税分より、全市町村において、電子申告（eLTAX：エルタックス）により給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて、選択により電子データ（正本）による受け取りができるようになりました。

電子データによる受け取りを選択した場合、eLTAX（エルタックス）を経由して特別徴収税額通知の電子データ（正本）を送信します。（書面による送付は行いません。）

（注）給与支払報告書を書面または光ディスク等により提出する場合は、特別徴収税額通知の電子データによる受け取りはできません。

給与支払報告書の提出方法と特別徴収税額通知の受取方法について

給与支払報告書の提出方法	特別徴収税額通知の受取方法	
	特別徴収義務者用	納税義務者用
eLTAXで提出 ※希望される受取方法により通知方法が異なります。	電子データ（正本）	電子データ
	電子データ（正本）	書面
	書面（正本）	電子データ
	書面（正本）	書面
光ディスク等で提出	書面	書面
書面で提出	書面	書面

※「電子データ（副本）」については、令和6年度から廃止となりました。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法や通知先メールアドレスの変更を希望する場合は、「特別徴収税額通知受取方法 変更申出書」を年度当初（5月中旬）発送分はその年の3月31日までに、年度当初発送分以後の各月の変更通知発送分は変更月の前月10日までに提出（郵送または持参）してください。（申出書は本市ホームページからダウンロード可）

（注意）

- 電子データは、eLTAX処分通知等メニューからの取得となります。いずれもマイナンバーが含まれますので、事業所のセキュリティポリシーに従い、適宜削除してください。
- 納税義務者用の受取方法が電子データの場合、給与支払報告書の受給者番号に不備があると通知書作成システムにアップロードできないため、給与支払報告書の受給者番号について、eLTAXのホームページ等でご確認をお願いします。
- 電子データのファイルレイアウト及び受取時の具体的な操作方法については、eLTAXのホームページをご覧ください。

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による提出義務制度について

令和3年1月1日以後の提出分から給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のeLTAX又は光ディスク等による提出義務の判定基準（基準年（前々年）に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票等の枚数）が「1,000枚以上」から「100枚以上」に引下げとなりました。（※令和5年に提出された給与所得の源泉徴収票等の枚数が100枚以上であった場合、令和7年に提出する給与支払報告書等はeLTAX又は光ディスク等により提出することになります。）また、令和9年1月1日以後の提出分から本基準が「100枚以上」から「30枚以上」に引下げられます。

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）への個人番号の記載について

地方税法施行規則の改正により、書面の特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）においては、個人番号（マイナンバー）の記載は当面行わないことになりました。

ただし、令和7年度の給与支払報告書（総括表）をeLTAX等にて提出いただいた事業所のうち、電子的に送付する特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には、引き続き、個人番号を記載することとなっています。

1. 個人番号の利用目的について

市町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。（※番号法第9条第3項より）

2. 特別徴収義務者の個人番号の収集について

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いします。（※番号法第6条より）

特別徴収への切替届出書の提出期限及び切替開始可能月について

特別徴収への切替を希望される場合は、原則、特別徴収開始月の前月10日（必着）までにご提出ください。（ただし、前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。）なお、提出締切日を過ぎたものについては、開始月が翌々月になりますのでご注意ください。また、年度当初（6月）からの特別徴収を希望される場合は、4月10日までに提出していただく必要があります。

課税年度	年	特別徴収 開始月	提出締切日 ※閉庁日の場合は翌営業日
令和7年度	令和7年 (2025)	7月	6月10日
		8月	7月10日
		9月	8月10日
		10月	9月10日
		11月	10月10日
		12月	11月10日
	令和8年 (2026)	1月	12月10日
		2月	1月10日
		3月	2月10日
		4月	3月10日
		5月	4月10日
令和8年度	令和8年 (2026)	6月	4月10日

○特別徴収開始月（6月を除く）は毎月10日までに届いたものは、届いた月の翌月より特別徴収を開始し、11日以降に届いたものは、切替希望月を翌月で記載された場合であっても、届いた月の翌々月より特別徴収開始となります。

例：7月11日～8月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ・ ・ ・ 9月から特別徴収開始
 8月11日～9月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ・ ・ ・ 10月から特別徴収開始

○6月からの特別徴収を希望される場合は、その年の4月10日までに特別徴収への切替届出書を提出してください。

例：4月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ・ ・ ・ 6月から特別徴収開始
 4月11日～6月10日（土・日・祝休日の場合は翌営業日）までに届いた場合
 ・ ・ ・ 7月から特別徴収開始

※前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。

※普通徴収の納期限が迫っている場合、左記の提出締切日に関わらず、納期限が到来するまでに特別徴収への切替届出書をご提出ください。なお、普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。

※二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える普通徴収の納付書（納期限前のものに限る）は、なるべく特別徴収への切替届出書に同封してご提出ください。

※65歳以上の公的年金等を受給されている方は、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収することはできません。

従業員に異動があった場合

○給与所得者が転勤・退職・休職等により給与の支払を受けなくなった場合、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。

提出された異動届をもとに、特別徴収税額決定・変更通知書を送付いたします。(納入書は再送付されませんので、金額を訂正してご利用ください。納入書の訂正方法は8ページをご覧ください。)

転勤(転籍)の場合は転勤先(転籍先)に、普通徴収へ切替の場合は退職者本人にも通知書を送付いたします。

○給与所得者異動届出書等の様式は、枚方市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000008049.html>

転勤(転籍)した方がいたら…

給与所得者が転勤した場合は、給与所得者異動届出書に納税者の年税額、徴収済税額、未徴収税額、転勤後の新給与支払者(特別徴収義務者)の名称及び所在地等必要事項を記入し転勤日の翌月10日までに提出してください。

※転勤が4月中の場合のみ、4月30日までに提出してください。

この場合、新しい給与支払者へは次回からの月割分(月分)を徴収していただくよう、必ず連絡をお願いします。

例：年税額 129,200円
徴収額 6月 11,500円
7月分以降 10,700円
転勤日 令和7年9月10日

異動届出書を二つの市町村に提出しなければならない場合があります！！

令和7年1月1日の住所A市・・・令和7年度住民税はA市で課税
令和7年7月30日にB市に転出・・・令和7年度住民税はA市で継続
令和8年1月1日の住所B市・・・令和8年度給与支払報告書はB市に提出
令和8年2月20日退職・・・・・・令和7年度分特別徴収に係る異動届出書はA市に提出
(一括徴収)

令和8年度分給与支払報告に係る異動届出書はB市に提出

◎記入例

給与所得者の個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。

1月1日現在の住所から変更がある場合は新しい現住所を記入してください。

法人番号又は個人事業主の方は個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。

税額決定通知書でお知らせしました指定番号・宛番号を記入してください。

給与と支給報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与 枚方次郎 6年度 12345678 7年度 2

担当氏名 枚方太郎 072-000-△△△△

受印 7

枚方市 市町村長 令和7年9月18日 提出者 枚方太郎 新姓 枚方太郎 123456789012

1月1日現在 枚方市××町△-△ 大阪市△△区××-××

特別徴収税額(年税額) 129,200 徴収済税額(7月分) 32,900 未徴収税額(7月分) 96,300

異動年月日 令和7年9月10日

異動の事由 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 給与 6. 支払少額 7. 支払不届 8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者) 枚方市△△町△-△ ユウゲンガイシャ ヒラカタ△△ 有限会社 枚方△△

特別徴収指定番号 210000000 法人番号 999999999999999999

新しい勤務先へは、月割額 10,700 円を 9 月分(※月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号 1111 納入書の要否(前掲の場合のみ記載) 2 番号を記入 ① 必要 ② 不要

新しい給与支払者(特別徴収義務者)の担当者に連絡し、特別徴収義務者の指定番号、所在地、名称、電話番号、法人番号をご確認いただき記入してください。また、新しい給与支払者(特別徴収義務者)の担当者に特別徴収開始月と月割額を必ず連絡してください。

徴収した月割額の合計額を記入してください。

転勤(転籍)日を記入してください。

退職・休職した方がいたら…

給与と所得者が異動（退職・死亡・休職・長期欠勤等）した為、特別徴収できない場合は、給与と所得者異動届出書に異動事由等必要事項を記入して異動日の翌月10日までに提出してください。

●一括徴収するとき…

6月から12月までの間に、異動があった場合において、給与と所得者から特別徴収義務者に申し出があったときは、残税額を退職時の最後の給与又は退職手当等から徴収してください。

また、1月から4月までに異動があった場合は本人の申し出とは関係なく一括徴収することが義務づけられています。
(地方税法第321条の5第2項ただし書)

●一括徴収しない（普通徴収へ切り替える）とき…

6月から12月までに異動があり、一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった税額（未徴収税額）は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。

普通徴収の納期は6月、8月、10月、12月の4回となります。そのため、異動の時期により1～4回に分けて納付していただくことになりますので、異動があった方にもあらかじめご説明ください。

また、1月から4月までの異動で一括徴収できない場合は、その理由をご記入ください。

出国する方がいたら…

納税義務者が海外へ転勤・移住する等何らかの事情により特別徴収できなくなったときは、出国の日までに納税に関する一切の事項を処理するため、親族等を納税管理人として選定し、「納税管理人申請書」を提出する必要があります。

また、課税決定前に出国される場合でも、納税管理人を定めることができます。お支払いに関しては口座振替の手続による納付も可能ですので、市民税課までお問合せください。

◎記入例（一括徴収するとき）

徴収済税額（イ）に記入する徴収済の月分は、未徴収税額（ウ）の前月までを記入してください。

一括徴収税額を納入する月分を必ず記入してください。（納期限は記入された月の翌月10日までとなります。）

給与と所得者異動届出書

整理番号

給与 6年度 7年度 8年度

被徴収者 枝方次郎 12345678 2

給与 072-000-△△△△

異動の事由 1. 転勤・転居 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 支払不届 7. 支払不届 8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）

給与と所得者 枝方 市町村長 令和 7 年 9 月 18 日 提出者 枝方太郎 新姓 枝方太郎 129,200 32,900 96,300 令和 7 年 9 月 10 日

1 特別徴収継続の場合（給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以後でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額（イ）と同額を右欄に記入 96,300 左記の一括徴収した税額は、 9 月分（翌月10日納期）で納入します。

◎記入例（一括徴収しないとき）

給与と所得者異動届出書

整理番号

給与 6年度 7年度 8年度

被徴収者 枝方次郎 12345678 2

給与 072-000-△△△△

異動の事由 1. 転勤・転居 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 支払不届 7. 支払不届 8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収（本人が納付）

給与と所得者 枝方 市町村長 令和 7 年 9 月 18 日 提出者 枝方太郎 新姓 枝方太郎 129,200 32,900 96,300 令和 7 年 9 月 10 日

1 特別徴収継続の場合（給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

3 普通徴収の場合（一括徴収しない場合（イ）及び（ロ）に当てはまらない場合に記入してください。）

1. 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、異動一括徴収してください。 2. 異動年月日が4月1日～12月31日かつ本人からの申出があったため。 3. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与と退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 4. 死亡による退職のため。

特別徴収の開始月について、3ページをご覧ください、表に記載の提出締切日までに提出してください。

法人の合併・吸収・分割等の異動の場合は、従業員の転籍による「異動届出書」も併せて提出が必要となる場合があります。また、個人事業主が変更、法人成りになった場合は、指定番号が変更となりますので、従業員の異動届出書も併せて提出をお願いします。※この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

変更事由にチェックマークを記入してください。また変更事由が合併・吸収等の場合は、下記に記入をお願いします。

退職所得に係る個人市・府民税の特別徴収について

退職所得（退職手当、一時恩給その他の退職により、一時的に受ける給与で、以下「退職手当等」といいます。）に係る個人市・府民税については所得税と同様に他の所得と分離して退職手当等が支払われる月に特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において枚方市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。

なお、死亡により支払われる退職手当等については、相続税法の規定に基づき、相続税の対象となりますので、市・府民税は課税されません。

2. 税額の計算方法

●退職所得の金額

退職所得金額＝（退職手当等－退職所得控除額）×1／2（千円未満の端数切捨て）

※勤続年数が5年以下の役員等が支払を受ける退職金については1／2の適用がありません。

なお、令和4年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等より、勤続年数5年以下の役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について1／2の適用がありません。

●退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年超	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※障害者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、100万円を加算します。

※勤続年数に1年未満の端数がある時は、これを1年とします。

$$\boxed{\text{退職所得の金額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ \text{(市民税 6\%、府民税 4\%)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{特別徴収すべき金額} \\ \text{(市民税額、府民税額について、} \\ \text{それぞれ百円未満の端数切捨て)} \end{array}}$$

3. 納入の方法

退職手当等が支払われた日の属する月の翌月10日までに納入してください。なお、納入書の記入については必ず「退職所得分」欄に納入金額を記入するほか、裏面の納入申告書に必要な事項を記入してください。

※納入書不要の旨の申し出をされた事業所で、退職所得に係る個人市・府民税を納入される場合は、納入申告書をお送りいたしますので、市民税課までご連絡ください。

◎納入書及び納入申告書の記入方法

退職手当等支払金額の合計額を記入してください。

特別徴収税額（市民税・府民税の内訳）を記入してください。

納入月・納税義務者数を記入してください。

市民税・府民税 納入申告書（退職所得分）

（あて先） 枚方市長 令和 7 年 10 月 10 日提出 令和 7 年 10 月 分 人 員 2 人

退職手当等支払金額 45,000,000 円	特別徴収 税 額	市 民 税 366,000 円	府 民 税 244,000 円
----------------------------------	-------------	---------------------------	---------------------------

（受付印）

〒 住 所 又は所在地 枚方市●●町△-△

氏名 又は名称 枚方●△株式会社

法人番号 又は個人番号 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 1 2 3

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

氏 名	枚方 太郎	退職年月日	7 年 9 月 30 日
1 退職手当等支払金額	30,000,000 円	勤続年数	38 年 0 か月 区分 役員・役員以外
特別徴収税額	市民税 282,000 円	府 民 税	188,000 円
氏 名	枚方 花子	退職年月日	7 年 9 月 30 日
2 退職手当等支払金額	15,000,000 円	勤続年数	25 年 6 か月 区分 役員・役員以外
特別徴収税額	市民税 84,000 円	府 民 税	56,000 円
氏 名		退職年月日	年 月 日
3 退職手当等支払金額	円	勤続年数	年 か月 区分 役員・役員以外
特別徴収税額	市民税 円	府 民 税	円
備考			
	連絡先	()	
	担当		

特別徴収義務者の所在地・名称を記入してください。

※特別徴収義務者が個人事業主の場合
「法人番号又は個人番号」欄に個人番号（マイナンバー）は記入せずに金融機関等で納入し、「市民税・府民税納入申告書」として別の納入書に個人番号（マイナンバー）を含む必要事項を記入し、本市に提出してください。個人事業主の方は、番号及び身元確認書類の提示又は提出（確認書類又はその写し）が必要です。

退職手当等受給者の氏名・退職手当等支払金額・退職年月日・勤続年数等を記入してください。

●納入書の取り扱いについて

◎納入金額に変更が生じた場合

大阪府枚方市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード 口座番号 加入者名

272108 00940-5-960217 枚方市会計管理者

年 月 分 指 定 番 号 納入金額(1) 円

071012345678 120000

272108 給与分一括徴収分を含む 150000

納 入 退 職 所得分

金 延滞金

納期限

取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター

(2) 合計額 150000

領収日付印

(特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 枚方市●●町△-△ 氏 名 (名 称) 枚方●△株式会社

納

上記のとおり通知します。(受付店→りそな銀行枚方支店(取りまとめ店)→枚方市) (枚方市保管)

印字されている金額を二重線で抹消(訂正印不要)してください。

変更後の金額を記入してください。

◎予備の納入書を使用する場合

大阪府枚方市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード 口座番号 加入者名

272108 00940-5-960217 枚方市会計管理者

年 月 分 指 定 番 号 納入金額(1) 円

071012345678

272108 給与分一括徴収分を含む 120000

納 入 退 職 所得分

金 延滞金

納期限

取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター

(2) 合計額 120000

領収日付印

(特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 枚方市●●町△-△ 氏 名 (名 称) 枚方●△株式会社

納

上記のとおり通知します。(受付店→りそな銀行枚方支店(取りまとめ店)→枚方市) (枚方市保管)

該当年月分を記入してください。

該当する区分の金額と合計額を記入してください。

◎退職所得に係る市・府民税額が生じた場合

大阪府枚方市 個人市民税 個人府民税 森林環境税 納入済通知書 ㊤

市区町村コード 口座番号 加入者名

272108 00940-5-960217 枚方市会計管理者

年 月 分 指 定 番 号 納入金額(1) 円

071012345678 120000

272108 給与分一括徴収分を含む 120000

納 入 退 職 所得分 80000

金 延滞金

納期限

取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター

(2) 合計額 200000

領収日付印

(特別徴収義務者) 住 所 (所在地) 枚方市●●町△-△ 氏 名 (名 称) 枚方●△株式会社

納

上記のとおり通知します。(受付店→りそな銀行枚方支店(取りまとめ店)→枚方市) (枚方市保管)

印字されている金額を二重線で抹消(訂正印不要)してください。

給与分と退職所得分の合計額を記入してください。

退職所得分の金額を記入してください。

納入書裏面の納入申告書(退職所得分)も記入してください。(P7参照)

◎納入取扱場所 (令和7年4月1日現在)

枚方市指定金融機関
りそな銀行(本・支店及び枚方市役所内指定金融機関事務取扱場所)

枚方市収納代理金融機関
池田泉州銀行 京都信用金庫 のぞみ信用組合
関西みらい銀行 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合
京都銀行 枚方信用金庫 北河内農業協同組合
滋賀銀行 近畿労働金庫
四国銀行 成協信用組合
大阪信用金庫 大同信用組合
以上各本・支店
近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)に所在するゆうちょ銀行・郵便局

その他窓口
枚方市役所納税課、北部支所、津田支所、香里ヶ丘支所
※ただし、納期限を過ぎると取扱いできません。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

7

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出		所在地名称 (特別徴収義務者)	〒											課係氏名電話番号内線	担当者	6年度 特別徴収番号宛番号	7年度 特別徴収番号宛番号
---------------------	--	--------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------	-----	------------------	------------------

給与所得者	フリガナ											新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名														令和 年 月 日	番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	
	生年月日	元号	← 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	年	月	日		円	円	円	令和 年 月 日	8. その他の理由を右欄へ記入						
	個人番号																	
住所	1月1日現在																	
	異動後																	

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	〒											特別徴収指定番号	担当者氏名電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。			
	フリガナ											法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要
	称																

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 ←	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
------------	--	-----------------------------	---	-----------------------------------	--

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 ←	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
------------	--

※連絡欄(上記届出書の内容のほかに、特記事項があれば記入してください。)

<枚方市 事務処理欄>

処理欄	6年度	普・非・個無				点検
	7年度	普・非・個無				点検
退職	相続人	宛名	続柄	点検		
発送	発送先(上記事業所以外)				発送日	
月 日 様 電話確認済						

注意事項等

- 本書は、特別徴収の(個人の市民税・府民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- この用紙は枚方市仕様です。
- 太線 〇 で囲んでいる部分についてのみ記入してください。
- 「一括徴収」に関する事項は、次により記入してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記入してください。
一括徴収する場合は、②欄に1又は2を記入し、右の「徴収予定額」欄等に必要事項を記入してください。一括徴収しない場合には、③欄の該当する項目の番号を記入してください。
※退職後に出国予定の方に対する未徴収税額については、一括徴収もしくは納税管理人の設定により納入していただきたく、事務担当者の皆様方のご協力を重ねてお願いします。

※退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

※退職者については、この異動届出書のほか令和8年1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。

枚方市長 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	フリガナ		特別徴収義務者 指定番号		
		名 称 (氏名)		連絡先	所 属	
		所在地	〒		氏 名	
					電 話	

変更年月日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

変更事由 [該当の□に✓を記入してください]	1. 名称変更 □社名・商号変更 □合併による変更(□旧社名の法人は登記上存続し社名変更 □旧社名の法人は登記上解散し合併された)※2 □法人成り・個人事業主変更※1 □新法人の設立※2 □法人の分割※2 □その他() 2. 所在地変更 □事務所が移転(法人の場合:本店登記の変更 □有 □無) □書類の送付先(設定・変更・終了) □その他() 3. その他 □特別徴収事務の一本化※1 □事業所等の廃止(合併以外の原因による) ※1 □その他()					
	合併・吸収及び分割等の場合に記入してください。		合併・吸収・分割先の名称		特別徴収義務者指定番号	有()・無
	[合併の場合、合併した法人の数 □ 社会併]		合併・吸収・分割後の指定番号について1～3の中から選んで○をしてください。		合併・吸収・分割後の納入開始時期	納入書
			1. 旧特別徴収義務者の指定番号()を使用する。※3	令和()年()月分 納期(月10日)から納入予定	要 ・ 不要 (金融機関の納入サービスを利用)	
			2. 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する。※2			
			3. 新規に指定番号を取得する。 ※2			

(注)この変更届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことにはなりませんのでご注意ください。

市処理欄	☐ 別途異動届有り ☐ 送付先入力	☐ 給与総括表発送不要 ☐ 法人市民税有りの為、送付先入力で処理（所在地） ☐ 法人市民税有りの為、処理保留（名称）	☐ 特徴納付書発送不要 <摘要欄>
------	--	---	---

特別徴収への切替届出書



枚方市長 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者 給与支払者)	法人番号 (個人番号は記入不要)														特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ																
		名 称 (氏名)													当市での特別徴収について、 いずれかを○で開んでください	既存・新規	新規の場合 納入書(要・不要)	
		所在地 (住所)	〒 ※別途書類の送付先がある場合は、右下の連絡欄に記入してください。															
		代表者名																連 絡 先
													氏 名					
													電 話					

下記の者について普通徴収から特別徴収への切替を依頼します。

納 税 義 務 者	お問合せ番号								※納税通知書に記載の「お問合せ番号」を記入してください	申 請 理 由 (選択項目)			
	フリガナ									☐ 本人より特別徴収の希望があった ☐ 新規採用した ☐ 正社員になった ☐ その他 ()			
	氏 名												
	生年月日	(☐ 昭和 ☐ 平成) 年 月 日 (旧姓：)											
	住 所	〒											
										受給者番号			
☐ <u>口座振替該当者</u>										上記の納税義務者が、普通徴収税額について金融機関の口座からの引落としによる納税を選択していた場合は、左側の欄にチェックをしてください。二重納付防止のためご協力をお願いします。			
普通徴収から特別徴収への切替の期及び月について												※普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収への切替はできません。	
特別徴収の開始月・・・令和7年度分の市・府民税を										注2	月より特別徴収いたします。(納期限は翌月10日です)		
普通徴収の納付済・・・なお、本人は普通徴収にて											期まで納付済です。 ※納付がない場合は 0 を記入してください。		

注1 各項目欄及び枠内に事項を記入し、選択項目(□)へは ☒ をしてください。

注2 届出書は切替希望月の前月10日(必着)までにご提出ください。詳しくは、裏面又は特別徴収のしおりの3ページをご確認ください。

注3 65歳以上の方は年金所得に係る住民税を給与から特別徴収することはできません。

注4 本届出書を受理した後に、特別徴収税額の決定・変更通知書を送付いたします。

注5 届出書が複数必要な場合は、本書を複写してご使用ください。

※連絡欄

※枚方市処理欄

特別徴収の開始月と提出締切日

課税年度	年	特別徴収開始月	提出締切日 ※閉庁日の場合は翌営業日
令和7年度	令和7年 (2025)	7月	6月10日
		8月	7月10日
		9月	8月10日
		10月	9月10日
		11月	10月10日
		12月	11月10日
	令和8年 (2026)	1月	12月10日
		2月	1月10日
		3月	2月10日
		4月	3月10日
		5月	4月10日
令和8年度	令和8年 (2026)	6月	4月10日

※特別徴収開始月の前月10日（必着）までにご提出ください。前月10日が閉庁日の場合は、翌営業日を提出期限とします。

※普通徴収の納期限が迫っている場合、上記の提出締切日に関わらず、納期限が到来するまでに特別徴収への切替届出書をご提出ください。

※二重納付防止のため、特別徴収へ切り替える普通徴収の納付書（納期限前のものに限る）は、なるべく特別徴収への切替届出書に同封してご提出ください。

※65歳以上の公的年金等を受給されている方は、年金所得に係る住民税を給与から特別徴収することはできません。